

<p>高味議長</p>	<p style="text-align: right;">( 9:27 )</p> <p>改めまして、おはようございます。  ただいまの出席人数は全員であります。  定足数に達していますので、これより令和3年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を開会いたします。  本日の会議を開きます。  令和3年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  議員の皆様方をはじめ、管理者、副管理者及び関係職員におかれましては、木津川市、精華町の定例会をそれぞれ控え、何かとご多用の中、ご出席を賜りまして大変ご苦労さまでございます。  平素は本組合運営に何かとご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。  環境の森センター・きづがわの供用開始後3年が経過し、この間、特段のトラブルはないと聞いておりますが、引き続き、安定稼働に努めていただきますようお願い申し上げます。  組合議会といたしましても、木津川市と精華町の住民の日常生活を支えるごみ処理が滞ることのないように組合運営に取り組んでいきたいと考えております。  さて、本日提案されている議案は、令和2年度歳入歳出決算認定及び職員の給与に関する条例の一部改正の2件でございます。  慎重なるご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。  引き続きまして、管理者から挨拶をお願いいたします。  管理者。座って。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>皆さん、おはようございます。  座ったままで失礼いたします。  令和3年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  議員の皆様におかれましては、令和3年第2回木津川市精華町環境施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、それぞれの定例会を間近に控える中、公私ご多用にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。  また、平素は本組合の運営に何かとお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。  環境の森センター・きづがわにつきましては、供用を開始いたしまして3年が経過いたしました。この間、特段のトラブルもなく、木津川市及び精華町から発生しました可燃ごみを適正に焼却しております。  瑕疵担保期間の3か年が経過いたしましたことから、この9月から本組合におきましてプラント機器の定期点検・定期保守を実施することになります。引き続き、適切な施設の維持管理に努めてまいり所存</p>

<p>河井管理者 つづき</p>	<p>でございます。</p> <p>木津川市と精華町の住民の皆様のご日常生活を支えるごみ処理は、止めることができない基礎的な行政サービスでありますことから、業務の継続性や万一の事故等が発生した場合における危機管理にも留意をいたしまして施設の運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力並びにご支援を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>また、議員の皆様にご報告をさせていただきましたとおり、奈良市のごみ焼却施設が8月23日から一時停止したことに伴い、ごみ処理の協力要請があり、地元の皆様のご理解も得て、9月2日から9月30日において54.63トンのごみを受け入れ、焼却処理をいたしました。</p> <p>ごみ処理は、それぞれの市町の区域内で処理することが原則ですが、不測の事態における行政間の協力の重要性について改めて認識をしたところでございます。</p> <p>さて、本日ご提案をさせていただきます事案につきましては、令和2年度の歳入歳出決算の認定、職員の給与に関する条例の一部改正の2件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>以上、現状のご報告などを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは議事日程のとおり進行してまいります。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、伊藤紀味枝議員、5番、宮嶋良造議員を指名いたします。</p> <p>なお、両君の不測の場合には、次の議席の議員を署名議員といたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日11月26日の1日間としたいと思いますが、それにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第3、認定第1号「令和2年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>管理者から提案説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>認定第1号、令和2年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明をさせていただきます。 令和2年度の木津川市精華町環境施設組合一般会計の歳入歳出決算につきまして、議会の認定を求めるため提案するものでございます。 令和2年度の歳入歳出決算の概要を申し上げます。 まず、歳入の総額につきましては、7億5,019万8,181円でございます。前年度より13.2%の増加となりました。 また、歳出の総額につきましては、7億4,422万1,214円となりまして、前年度より14.2%の増加となりました。 結果、歳入歳出の差引き残額は597万6,967円の黒字決算となり、このうち300万円を財政調整基金に繰り入れることにいたしましたことから、残り297万6,967円を令和3年度に繰り越すことにいたしました。 以上が決算の概要でございます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。 なお、詳しくは事務局長から説明をさせていただきます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 座ったままで失礼をさせていただきます。 認定第1号、令和2年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、補足説明をさせていただきます。 歳入歳出決算書及び決算に係る主要な施策の成果の説明書によりご説明をさせていただきます。 まず初めに、決算書によりまして令和2年度の決算の概要をご説明させていただきます。 決算書の1ページ、2ページをご覧いただきたいと思います。 1ページ、2ページにつきましては歳入についての款項別の内訳を記載しております。 また、3ページ、4ページには歳出について款項別の内容を記載しております。 記載のとおり、令和2年度の決算額の総額につきましては、歳入の合計が7億5,019万8,181円に対しまして、歳出の合計が7億4,422万1,214円となり、歳入歳出の差引き額が597万6,967円となりました。 このうち、地方自治法第233条の2の規定に基づきまして、財政調整基金に300万円を繰り入れることといたしました。</p>

山本事務局長  
つづき

以上が決算の総額の概要でございまして、これらの事項別の明細を5ページ以降に記載をしております。

決算の内容につきましては成果の説明書によりご説明をさせていただきますので、成果の説明書をご覧いただきたいと思っております。

成果の説明書の2ページの第2表をご覧いただきたいと思っております。歳入の概要でございまして。

歳入総額7億5,019万8,181円の主な内容でございまして、分担金及び負担金、使用料及び手数料並びに組合債でございまして、分担金及び負担金につきましては歳入総額の約36%に当たります2億6,723万3,370円でございます。昨年度と比較をいたしますと、打越台環境センターの解体・撤去に係る分担金が減少したことなどによりまして約8%の減となっております。

また、使用料及び手数料につきましては、歳入総額の約24%に当たります1億7,785万7,739円でありまして、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業者から排出されるごみ量が減少したものの、道路・公園の維持管理に伴い発生する草・剪定枝の量が増加したことなどによりまして、事業系ごみの全体の受入れ量についてはほぼ同量となりましたことから、使用料、手数料につきましても、昨年度と比べ僅かに減少しているものの、ほぼ同額となっております。

また、組合債につきましては、打越台環境センター解体・撤去工事の財源として借り入れたことによるものでございまして。

続きまして、3ページの第3表をご覧いただきたいと思っております。

歳出の概要につきましてご説明をさせていただきます。

歳出合計7億4,422万1,214円の構成比につきましては昨年度とほぼ同様でございまして、歳出の約84%を占める衛生費につきましては、令和元年度から着手をいたしました打越台環境センター解体・撤去工事を進めた結果、令和元年度と比較をし、約19%増加をしております。

5ページと6ページに歳入歳出決算に関する主要区分別の詳細を記載しております。

続きまして、事業別にその概要をご説明させていただきます。

7ページの上段をご覧いただきたいと思っております。

議会運営費でございまして、昨年度と比較をいたしまして1万4,663円の増となっております。これは、令和元年度は、議会選挙により議員が選出されるまでの期間があったことによる報酬の日割計算を行った影響でありますとか、議事録作成に係る委託料の増によるものでございまして。

下段につきましては、管理者会議運営費でございまして。

8ページにつきましては、上段が事務局運営事務経費でございまして、昨年度と比較をいたしますと244万9,942円の減となっております。この主な要因は、撤去整備基金積立清算還付金につきまして、令和元年度の精算額が716万5,163円であったものが、令和2年度の精算額が401万9,345円に減少したことによるものでございまして。

山本事務局長  
つづき

下段の環境監視委員会運営費につきましては12万9,400円となりました。昨年度と比較をいたしまして減額となった要因は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、年3回予定していたものうち5月22日に予定していた1回分について、書面による資料提供対応としたことによるものでございます。

9ページの上段につきましては、打越台環境センター解体・撤去に要する経費でありまして、2億8,316万6,883円でございます。主なものは解体・撤去工事に係る工事請負費でありまして、追加工事分を含めまして2億5,475万2,300円でございます。

その下段は基金利子積立金でございまして、環境の森センター・きづがわの維持管理基金の積立てなどによりまして、その利子が増えたことによりまして、昨年度と比較をし、3万3,419円の増となっております。

10ページの上段につきましては、環境の森センター・きづがわ維持管理基金積立金でありまして、令和2年度より余剰電力売却益が増加したことに加えまして、一般廃棄物処理手数料対象搬入量に応じまして10キログラム当たり25円を基金に積み立てることによりまして、昨年度と比較をいたしまして2,196万7,511円増の4,764万524円を基金に積み立てたものでございます。

10ページ下段は公平委員会、また事項、上段は監査委員の運営費の決算額でございます。

11ページ下段は清掃総務事務経費でありまして、昨年度と比較をし、人件費、また、汚染負荷量賦課金の減によりまして46万9,556円減の9,169万1,011円となっております。

12ページ上段のごみ処理経費につきましては、1,034万8,029円増の2億5,816万7,971円になりました。この増加要因といたしましては、焼却するごみ量に伴うプラント用の薬剤の増加などによるものでございまして、令和2年度のごみ1トン当たりの処理経費、これにつきましては1万7,000円でございます。

なお、施設の瑕疵担保期間が終了する本年9月以降は、本組合が定期点検・保守に係る経費を全額負担することになりますので、今後の処理原価につきましては、現時点での試算でございますが、平均いたしますとごみ1トン当たり約2万6,000円となる見込みでございます。

12ページ下段はごみ焼却外経費でありまして、大阪湾フェニックスの負担金のほか、乾電池処分委託、小動物死体処理費、伊賀市への環境保全負担金などございまして、決算額といたしましては1,235万6,025円でございます。

なお、この経費につきましては、構成市町から発生したそれぞれの量に基づきまして応分の負担をしていただいております。

13ページ上段は、令和元年度に借り入れました打越台環境センター施設撤去事業債として1億2,670万円を借り入れたことから、この地方債に係る令和2年度の利子償還額でございます。

また、資料といたしまして、14ページには構成市町のそれぞれの

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>分担金、負担金の額、16ページには基金の令和2年度末現在高、17ページは、打越台環境センターの解体・撤去の財源といたしまして、令和元年度、また、令和2年度に借り入れました起債の状況、18ページ、19ページは受け入れましたごみの量、また、20ページにつきましては排ガス測定の結果、また、21ページは、平成22年度に判明いたしました公金横領事件に係る損害賠償金につきまして、被害総額1,172万1,660円に対する令和2年度の処理状況を記載しております。</p> <p>以上で令和2年度歳入歳出決算のご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>続きまして、監査委員から決算審査の報告をお願いいたします。</p> <p>高岡監査委員。</p>
<p>高岡監査委員</p>	<p>監査委員の高岡でございます。</p> <p>令和3年10月22日に管理者に提出いたしました令和2年度の木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査結果につきまして、お手元の審査意見書により述べさせていただきます。</p> <p>なお、本意見は、西井代表監査委員との合議によるものでございます。</p> <p>それでは、意見書の1ページをご覧ください。</p> <p>審査の対象は、令和2年度本組合一般会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに基金運用状況でございます。</p> <p>審査は令和3年10月14日に環境の森センター・きづがわにて実施いたしました。</p> <p>審査の方法といたしましては、管理者から送付を受けました一般会計の歳入歳出決算書等が、関係法令等に準拠して調製され、これらに記載された計数の正確性及び予算執行が適正かつ効果的に行われているかということを確認するため、各関係帳簿、証拠書類と照合を行い、関係職員から説明聴取を行うなどして、慎重に審査を行いました。</p> <p>審査の結果といたしましては、付された会計の歳入歳出決算書等は、関係法令等に準拠して調製されておりまして、審査した範囲においては、その計数は関係帳簿と照合した結果、適正に表示、処理されていると認められ、予算の執行につきましても総括的には適正に執行されていると認められました。</p> <p>また、基金は設置目的に沿って適正に運用されていると認められました。</p> <p>審査の概要につきましては、意見書の2ページから11ページの中</p>

高岡監査委員  
つづき

ほどに記載をしております。

業務の状況につきましては、特段の障害が発生することなく安定した運転がなされておりました。ごみの受入れ量は、令和元年度と比較しまして1.3%増の2万3,611トンでした。

また、打越台環境センターにつきましては、令和元年度に解体・撤去がなされまして、令和2年度に完了しまして、その用地を精華町に譲与しました。

次に、決算状況は、打越台環境センター解体・撤去工事に取り組んだことから、歳入決算額は7億5,019万8,181円で、昨年度と比較しますと13.2%の増、歳出決算額は7億4,422万1,214円で、昨年度と比較しますと14.2%の増となっています。

なお、形式収支及び実質収支額は、いずれも597万6,967円の黒字となっております。

歳入歳出の状況並びに財産に関する調書につきましては3ページから11ページに記載しておりますが、先ほどの事務局からの報告と重複をいたしますので説明を省略させていただきます。

続きまして、今回の決算審査全体のまとめといたしまして、11ページ中ほどから13ページに監査委員の総評を記載しておりますので、要点をご説明いたします。

最初に、11ページの歳入歳出に関してでございます。

事業系一般廃棄物の受入れ量につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置の影響によりまして、事業系一般廃棄物収集・運搬許可業者からの搬入量は減少したものの、道路・公園の維持管理に伴う除草・剪定による搬入量が増加したことにより、一般廃棄物処理手数料の収入は前年度とほぼ同額でありました。

なお、除草や剪定による事業系一般廃棄物につきましては増加傾向が見られ、特に夏季に集中することから、その状況を踏まえた受入れ対応につきましては今後の検討課題であると考えます。

また、余剰電力の売却益につきましては、令和元年度と比較し、639万円増の3,207万円でした。

歳出の中で最も大きな割合を占める衛生費につきましては、令和元年度に続きまして打越台環境センターの解体・撤去工事に取り組んだ結果、18.7%増の6億2,591万円となっています。

次に、2つ目の環境の森センター・きづがわの運転管理についてです。

環境の森センター・きづがわの運転管理におきましては、夜間・休日の運転及び設備点検に関する業務を民間事業者へ委託していることから、引き続き民間事業者との連携・情報共有に留意することと指摘をいたしました。

また、事故防止のため、定期的に安全パトロールや安全衛生管理会議に取り組んでいることを評価するとともに、万一事故が発生した場合の対応手順につきましては定期的に確認するなど、危機管理体制についても留意するよう指摘いたしました。

3つ目のごみ減量等の取組についてです。

<p>高岡監査委員 つづき</p>	<p>ごみ減量施策につきましては、構成市町で取り組まれているところではありますが、ごみ焼却に伴う環境負荷の軽減を図るため、構成市町との連携やごみ減量に向けた施設見学に取り組むことが重要であると指摘いたしました。</p> <p>4つ目の収入未済状況です。</p> <p>令和2年度におきまして収入未済は発生していないものの、引き続き適正な公金管理と事務執行に努めることを求めました。</p> <p>5つ目の打越台環境センター解体・撤去工事についてです。</p> <p>打越台環境センターの解体・撤去工事とその用地処理につきましては、当初、設計に含まれていなかった基礎杭が判明し、工期が2か月延長となったものの、令和2年度をもって打越台環境センターの解体・撤去を終え、用地の処理に当たっては手順を適切に踏んで精華町に譲与したことを確認いたしました。</p> <p>最後に、業務上横領に係る損害賠償請求状況についてであります。</p> <p>平成22年8月に判明しました嘱託職員による処理手数料を着服した事案につきましては、被害額と遅延損害金を合わせますと、損害賠償金の総額は令和2年度末時点において1,534万4,421円となっています。本人の年齢などから損害賠償金の完済を見込むことが困難な状況に変わりはありませんが、引き続きまして損害賠償金の徴収と滞納整理に向けて努力するよう指摘をいたしました。</p> <p>以上で、令和2年度本組合の一般会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査結果の報告を終わります。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより質疑を行います。</p> <p>質疑につきましては歳入、歳出ごとに行います。</p> <p>まず、歳出から行いますが、どの資料のどのページかを示していただいた上でお願いをいたします。</p> <p>それでは歳出について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>宮嶋議員。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>座ったままでいいの。立って。</p>
<p>高味議長</p>	<p>座って。座ったほうがマイク入りやすいです。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>5番、宮嶋です。幾つか聞かせていただきます。</p> <p>成果の説明書18ページに資料はありますが、業務内容という。それぞれの自治体のごみの減量に取り組んでいますけれども、家庭系ごみは、2020年度、昨年度は2019年度より増えております。原</p>

宮嶋議員  
つづき

因については、監査報告ではコロナの影響で在宅が増えたというふうにありましたが、組合のほうではどう考えておられるのかお聞かせをいただきたい。

その上で、そこに表があります、1人1日の排出量の増加割合が示されておりますが、増加数が示されております。精華町は増加率でいうと0.5%なんです。木津川市は1.5%の増加になるんです。同じようにコロナの影響があったんだけど、木津川市のほうが3倍多いんです。だからこれは何か別の要因があるのかなというふうにも思いますのでお聞かせをいただきたい、それが1つ目です。

それから、2つ目は決算書の18ページの委託料のところであります。ごみ焼却処理事業費の節の12の委託料のところ焼却灰運搬処分委託とばいじん処理物運搬処分委託という2つの項目があって、これを合わせた金額、決算書に出てくるやつですね、この4,000万幾らというやつを予算で見ると幾らか減額されているんです。それでホームページを見ると、今年度、令和3年度でありましたけれども、この焼却灰の運搬業務については一般競争入札をするということがありましたので、令和2年度についてもそういうことの結果かなというふうに思うんですけれども、予算額、決算額の違いというのはどういうところから表れているのかというのがお示しをいただきたい2つ目。

3つ目は、これはそれぞれのホームページ、木津川市、精華町、それからこの組合のホームページを見て気づいたことなんですけれども、木津川市のホームページから環境の森センター・きづがわのホームページへアクセスする方法が、少し複雑というか、通り道をするんです。なぜかといいますと、木津川市の場合は打越台環境センターの維持管理情報というのが公開されておまして、そのページへ行きますと、打越台環境センターは閉鎖されて新しく環境の森センター・きづがわができました、そこのホームページはこれこれですというふうにあるんです。

また、木津川市はクリーンセンター建設に向けての経過がホームページに紹介されております。その中で、建設が完了して新しく環境の森センター・きづがわができました、ホームページはここここですという。

直接、環境の森センター・きづがわ、ないしは組合のホームページに行ける、そういう仕組みが要るのではないかなというふうに思います。当組合のホームページからは木津川と精華町のそれぞれのホームページのトップに行けるようなボタンがありますので、ちょっとそのあたりの双方でのやり取り、あってもいいのではないかなというふうに思っております。

それからもう一つ、今度4つ目になりますか、先ほどの監査報告でも施設見学についてはコロナ感染の影響で少なかったというふうにありました。ごみ減量を進めるに当たって、この施設を見学してごみ減量に取り組むということは大事なことかというふうには思うんですが、令和元年と令和2年、また令和3年も上半期が終わったわけです

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>けれども、施設見学の状況はどうだったのか、具体的な人数だとか、それから、児童生徒の割合が多いかと思えますけれども、成人、大人との関係もあれば、そのあたりの数字があればご報告いただきたいというふうに思います。</p> <p>以上4点、お願いいたします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>宮嶋議員のほうからのご質問につきまして答弁させていただきたいと思えます。</p> <p>4点いただきましたうちの1点目、まず、ごみの排出原単位の関係でございます。</p> <p>宮嶋議員のほうからご指摘のありますとおり、精華町、木津川市のごみ原単位はご指摘のとおりだということでございます。ごみの排出量の増減につきましては、全体的にはコロナの影響によるものというところで認識をしているところでございます。いろんな社会情勢等もございましてしょうけれども、ごみが増えたことの原因につきましてはコロナで在宅期間が多くなったことが主な要因だということでございます。</p> <p>その上で、精華町と木津川市とのごみの原単位の違いがあるのではないか、その辺の分析はどうかというところでございます。細かな分析まではできておりませんが、木津川市、精華町における例えば家族構成でありますとか年齢構成、そういったところも影響してきているのではないかと考えております。例えば木津川市ですと、城山台を中心として小さなお子様の人口が増えてきているところでございます。当然、おむつでありますとか、そういったところも増えてきていることも想定されるのではないかと考えてございます。細かな分析はできておりませんので、またそれぞれの市町の情報、協議いたしまして、どういったところを踏まえて今後の、コロナが過ぎた後の減量に努めていかなければならないのかということにつきましてはそれぞれの市町において考えていただきたいというふうに考えております。</p> <p>次に、2つ目のばいじんにつきまして予算と決算額が違うのではないかと考えてございますが、焼却灰、ばいじんにつきましては入札により運搬単価、また、処分費については、大阪湾フェニックスで処分しておりますので、大阪湾フェニックスの処分単価でそれぞれ処理をしているところでございます。そのときの、処分量というものを見込んで予算を立てるわけでございますが、この施設につきましてはまだ供用開始後3年ということでもありますので、タクマのほうの建設のときに出された想定されるばいじん量、また、ごみの処理量をもって予算額を計上してきております。それに対しまして決算額とい</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>いますのは出てきた焼却灰、ばいじんに基づいての実績に基づくものでございますので、当然、予算額と決算額とには差異が出てきているというところでございます。</p> <p>3つ目は、ホームページの改善をしたらどうかというご指摘だというふうに認識をしております。木津川市、また精華町のほうから環境の森センター・きづがわ、この施設組合のほうへのホームページへどういう形でアクセスすることがよいのかというご指摘だというところでございます。これにつきましては、各市町のホームページも再度確認させていただきまして改善できるところは改善をし、この施設のホームページが容易に見られるようにさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>なお、先ほどご指摘のありました打越台環境センターの維持管理情報から環境の森センターへ飛ぶというところでございますけれども、この理由につきましては、打越台環境センターの運営当時、まだ組合としてのホームページがございませんでしたので、そのときにそれぞれの市町のホームページで公表してほしいという組合から依頼を行ってそれぞれの市町において打越台環境センターの管理運営状況をそれぞれの市町のホームページで掲載していたというところでございますが、環境の森センター・きづがわができてからは組合としてのホームページを持っておりますので、そちらのほうを参照に行けるようにということで、それぞれの市町のホームページのところに同様にリンクを張っているというところでございます。</p> <p>それと、施設の見学状況でございます。令和元年度につきましては全体で2,603人の見学者がおられました。うち小学生は1,425人です。令和元年度は、木津川市、精華町の全ての小学校の4年生のお子様が見学に来ていただいたということになっております。令和2年度につきましてはコロナの影響で大幅に減りまして、全体で235人、うち小学生が117人というところでございます。令和3年度は、現時点での数字でございますけれども、725人の見学者が来られて、そのうち小学生が599人というところでございます。コロナの緊急事態宣言が解除されまして、この12月にもまた小学校を受け入れるというところでございますので、今後、年度末に向けて各小学校とも調整させていただきながら、小学生について社会見学、可能な限り受け入れていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>宮嶋議員。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。二、三、再質問をいたします。</p> <p>1点目のごみの排出量の関係ですけれども、1人1日の排出量の増加割合が精華町と木津川市で3倍違うということで、先ほどは人口構</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>成の違いがあるのではないかと。いわゆる乳幼児という、特に乳児で しょうか。その辺のところまではちょっと私も調べ切れていませんけ れども、同じ学研都市と言われている中でどういう違いがそこに生ま れているのか。3倍というのは、数字的には小さな数字ですけれど も、こうして増加率を出してみると違うというのは検討する必要があ るのではないかなというふうに思っていますので、再度その分析をお 願いしたいというふうに思います。もちろんこれは構成市町でもそれ ぞれのところでもやられるべき課題かとも思いますが。</p> <p>それと、ホームページの改善はぜひお願いしたいと思います。</p> <p>施設見学の点で、令和2年度の深刻なコロナの状況の中でそうであ ったけれども今は盛り返し始めているということですし、ぜひともそ ういうアピールを、組合のホームページには施設見学をするための申 込用紙といいますか、そういうものをダウンロードしたりすることが できるようにはなっていますけれども、それぞれ構成市町でもぜひそ ういう取組は必要かなというふうに思っていますので、ぜひ取り組んで いただきたいと。</p> <p>その上で、最後に予算と決算の数字の違いのところ、処分量の見 込みの違いというふうなことは当然あるだろうと思うんですが、これ は令和2年度の決算とは直接関わらないかも分かりませんが、今の指 摘している部分で、令和3年度については一般競争入札を行いますよ という公告がホームページには上がっております。ただ結果がないん です。どこの業者の方がそれを入札されたのか、幾らでされたのかと いう。やっぱり入札結果も分かるようにしていただきたいなというふ うに思うんです。令和2年度は一切そういう公告やとかそういうもの もホームページ上には見られませんでしたので、そのあたりの経過は ちょっと何らかの形で議員に分かるようなものを、別途資料で結構で すので、お示しをいただけたらありがたいと思います。</p> <p>以上です。お答えいただけたら。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>何点か再質問いただいたところでございます。</p> <p>まず、排出量の原単位の考えのところでございますが、これはそれ ぞれの市町の状況もあろうかということですので、例えば木津川市 でありますとごみ組成調査ということを毎年行っておりますので、 そういったところからも分析をするように、依頼をしていき たいというふうに考えているところでございます。</p> <p>それと、見学のアピールの関係でございますけれども、これにつ きましては監査委員のほうからのご指摘にもありますように、ごみ減 量でありますとかごみに対する関心をさらに広げていくために、こ の環境施設組合の役割は大きいということでのご指摘もいただいで いるところでございます。見学を中心として、ごみに対する関心、また、そ</p>

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>れから付随するごみ減量への啓発、そういったところに努めていくことが必要であるというふうに考えておりますので、今ご指摘のありました見学へのアピールにつきましては今後も引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。</p> <p>例えば、先だっても、ホームページを見て、小さなお子様がパッカーを見るのが好きで、ごみも好きなんだということで、お子さんとお母さんが来られたというようなこともございます。ちょっとしたことからこの施設を見ていただいて、その中でごみの関心と施設に対する信頼性を高めていきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>それと、3点目の入札の関係でございますけれども、一般競争入札の公告をしているのにその結果が示されていないというところでございます。これにつきましては資料の提供ということで今、要望がございましたので、改めて取りまとめてまた提供させていただきたいというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほか、ございませんか。 佐々木議員。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>幾つかありますのでよろしく申し上げます。</p> <p>まず監査委員さんにお伺いをします。</p> <p>監査報告というか、中で、11ページの結びの部分で、ちょっとよく分からないので教えてほしいんですけども、事業系が減ったと書いてある、まず。しかし草や剪定の関係で増えたというふうになっているんですが、何か特殊要因があったのかと。例えば災害が起こってたくさん枝とかが集中的に発生したと。その処理が急激に増えたとかいうことなのか、たまたま精華町、木津川市の昨年度の剪定事業が平年に比べてむちゃくちゃ多かったと。だからこの原因がよく分からないんですよ。結果は書かれているんですけども、なぜこういうことになったのかというのがいまいち分からない。しかもその後ろに書かれている、受入れ時間帯について検討されたいということが書かれているんですけども、なぜこの処理だけ受入れ時間帯の検討をしなきゃならないのか。何か多分技術的な現場の関係であるのかもしれないけれども、この指摘の意味が、まず意味についてお伺いをしたいのが1点目です。</p> <p>2点目は同じように12ページの裏のところ、めくってもらったところに時間外手当のことが書かれているんです。もし問題なかったらそれ書かないと思うんですけども、2行だけでも書かれているわけです。どういう問題意識でこのことが、この2行が発生したのか。私も詳細の現場は知りませんが、さっきから議論にあるように本組合の職員さんと民間への委託とでやっているわけです、今。という</p>

佐々木議員  
つづき

ことはよっぽど何かトラブルが起こらない限り残業というものの発生しに杭じゃないですか。普通に考えたら。引く継ぐわけだから。引き継いだ後は普通退勤するわけですよ。だから何らかのトラブルが発生して組合の職員さんが残らなあかんという事態が発生したら当然それは時間外勤務が発生するのはそうなんだけれども、ただ一方で、今のところ管理者からも事務局からも大きな問題は発生していないという報告がされているわけですよ。だからそれも考えにくいわけなので、なぜ監査報告の中でこの2行が入ってきたのか。例えば残業、時間外手当の何か増加みたいな兆しとか、そういうものが見られたことによる指摘なのか、ちょっとこの指摘の意味をお教えいただきたいと思います。

一応3点目は、先ほど監査委員さんのほうから報告の際に代表監査の方との合議によるものだという話あったので、それは一応了解をしておきますが。しておきますね。3点目は、監査基準の13条第3項で例月出納検査の結果を議会及び管理者に提出するというふうになっているんです。これはその都度、3回やられていますけれども、昨年度、その都度提出をされているのかどうかというのが3点目です。

4点目は、これも監査委員さんですけども、監査基準2条には今日報告された例月出納検査とか基金運用状況とか決算審査だとかいうことと行政監査というのが書かれているわけです。これまで行政監査の報告受けたこともめったにないので、この行政監査というのはいわゆる第7条による監査計画、もし今現段階でまだやったら今年度の監査計画の中で行政監査の予定があるのかどうかというのが4点目です。

以上が監査委員さんをお願いしたいことです。

あと予算本体の関係ですけども、5点目には議会の委託費の関係で決算書12ページなんですけれども、附属資料7ページ。一応去年よりも会議録の部分が10時間ということで増えているというのは了解をしました。ところが当組合のホームページを見せてもらったんですけども会議録にたどり着けないんです。たどり着けない理由がどこにあるのか。だから議会の結果、議事録という。議事録、いろんな段階ありますよね。全部の全文の書き起こしの議事録もあるけれども、それ以外に多くの議会では、自治体議会では結果だけでも報告というのがあるんですよ。議案の結果。審議結果。表題だけだけれども。表題と概要とか。何々議案、何々条例で改正の案件はこういう中身で可決されましたというようなことぐらいは書かれているんですけども、それすらたどり着けないんですよ。この状態はいつまで続くのかというのが5点目です。

6点目は、これは管理者会の件なんですけれども、これも決算書12ページにあります、附属資料の7ページでは11月2日と2月4日の2回開催されているというふうになっています。会議、別に多くやればいいという話ではないんですけども、ただ一方で昨年度というのはさっきから出ているように打越台のトラブルがあった年度ですよ

佐々木議員  
つづき

ね。想定外の杭が入っていて追加工事が必要になったということがあった年度にもかかわらず、管理者間での調整というのはされていなかったのかということになっちゃうんですね。だからこれに想定されるのは、要するに恐らく決算議会前と予算議会前の2回というふうには推定されるんだけど、この日程からいうと。それはそれで最低必要だと思いますが、少なくともトラブルが起こった場合の最終判断というのは、それは正副管理者で、決裁というかな、手続は別にしても、要するに相談をした上でこういう方向でいこうと。案は当然事務局がつくるとしても最終判断というのはやっぱり正副管理者がすべきだと思うんだけど。要するに去年のトラブル、打越台撤去のトラブルというのはそんな輕易なものだと思っていないんですよ。ある意味。ちょっと炉が止まったとかそんな話ではないと思う。抜本的な問題、しかも工期が伸びたということも含めて異常事態というか、通常からは異常事態にもかかわらずそれに関する協議がされたか、どうか分からないんですが、その点どうなのかということと、少なくとも管理者会の詳細内容は、それ公表できないということはあるかもしれませんが、いつの管理者会は何について議論したのか。議論のテーマですよ。先ほど私が申し上げたのも、決算予算じゃないかというこれはあくまで推測です。事実に基づくのは推測なんだけれども、だろうと思うんだけど、その後管理者会を行って何について議論をしたのかというのが共有されないというのが今言ったような疑念が出てくるわけですよ。もしかしたらこの2回の中でさっき申し上げたような打越台のトラブルについて相談されている可能性もあるんですよ。あるんだけど分からない。やったかどうかが。要点筆記ぐらいで結構ですけども、こういう会議録というのはあるのかなのか、また公表する意図があるのかどうかという問題です。

7点目は別に反対でも何でもないんだけど、基金の規模の目標値なんですよ。当然基金というのは何かに備えて蓄えるわけだけれども、普通例えば自治体でも学校を造るだとか何か特別なハードを造るときに一遍に出せないから何年かで計画的に積み立てるというのはありますね。それはそれで分かるんだけど。財調基金とかも含めてこの組合に必要な規模というのがあるのかどうかということなんです。例えばよく言われるのはその自治体の財政規模の何%とかいうような、またはその施設が何かあった場合にも1か月ぐらい、収入が途絶えても1か月ぐらいは運営できるような規模とかいうようなことがいろいろ言われるけれども、この規模は一体どういう規模を想定されているのかということが、別に幾つかありますね、基金は、というのが7点目です。

それともう一個気になったのが、この間コロナで、今日聞いていて、いろんな会議が開けないという事態が起こりましたよね。特に去年の場合は。それ理解するんだけど。さっきの話では、監視委員会だったかな、監視委員会が3回予定が2回しか開けなかったと。1回は書類、これ書類会議なのか書類提議なのか分かんない、僕分かんないけれども、書類でやったということが書かれているんですよ。

佐々木議員  
つづき

ということはこの組合としてはコロナでできなかった会議というのは欠席扱いという扱いをするのかどうかなんです。いろんな自治体でもいろんな地域でも例えば最近だったらオンライン会議だとか、または書類審査ということで一応議案書というかそういう資料を配っておいて、事前に。各委員さんから意見をもらって。要するに書面決裁ですよ。という方針を取られているところがあって、それは一応会議を開いたという形になるんですよ。そういう手続を取れば。ただ、この資料を見る限り昨年5月のやつは開かれていなくて、集まっていなくて書類提供で終わっている。となったらこの組合の姿勢としては、人が来なかった、要するに身柄でここに来なかったら会議は開かれていないんだという扱いを今後もするのかどうかです、要するに。過去のことは仕方ないです。一方で地方議会では、今特に総務省の通知で委員会はオンライン委員会できますよという通知が出ていますから、仮に全委員さんが集まらない場合、そういうところの議会、議場に集まらない場合というのはオンラインでもオーケーという議会増えていますよね。それってやったことになるわけですよ。委員会を開催したということになるわけです。場合によってはオンライン会議で採決も可能なんです。つまり会議が成立しているということになるわけですよ。だから過去の分はもういいけれども、今後同じようなことが起こった場合に、書類で審査なり、または協議をしてもらったのを欠席という、要するに会議がなかったという扱いに今後なるのかどうかというのがちょっと疑義があるのでお伺いをしておきたいと思います。

9点目は職員の健康問題なんですけれども、幾つかの欄で健康診断が出ていますよね。一般管理費とか解体・撤去関係とか清掃総務費とかで出てきています。どのぐらいかな。25万円ぐらいかな、出ていますよね。これは全ての職員さんがいつ頃、要するに頭数と延べ人数ですよ、は何人なのかということです。

もう一個、10点目は公平委員会も先ほどから議論になっているように中身が分からないんです。記録というのはあるのかどうか、またどうしたら見られるのかについてお伺いをしたいと思います。

11点目は、これも現状を否定するわけじゃないけれども、先ほど宮嶋議員からもあったような、18ページのところに維持管理業務委託、委託費の中で、さっきからあっている夜間のというか、業務継続ということで委託費が約2億円ぐらいあるうちの1億5,000万円ほどがそこに、維持管理業務委託に充てられているという実態がありますよね。ないとは思いますが、例えば昼間運転をしている当組合の職員さんの労働条件と委託しているところの労働条件というのがもし差がかなりあるのであれば、やっぱりそれはそれで今後問題になる可能性が出てくるわけですよ。ないと思うけれども、例えばこちらが年収600万円と向こうが300万円とかいうようなことあれば当然不満が出てくるし。そういった点で、公契約的な視点から、例えば時間単価だとか手当だとかいったところでこの線はクリアしなさいよということをお伺い先にも一定のことを示しているかどうかという問

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>題なんですよ。そうじゃなかったら安けりゃいいという原理しか働かない。入札入れてきていて安く受けてもらうところに発注する。安く受けたところはもっとたたくと。要するに最賃法みたいな話がされたらそれこそ大変な話になってくるので。安くやるのは別にいいんですよ。結果として安くなるのはいいんですけども、結果としてもしそれが動かなくなるという話、この施設が止まるという話は避けなきゃならない話ですから、その点で公契約的な意味からそういった最低賃金のラインだとか様々な条件というのを提示した上で委託ができていますのかどうかというのが11点目です。</p> <p>12点目は、財務状況の公表条例が例規集の471ページにあるんですが、ここでは毎年6月と12月、要するに年2回公表ということが書かれているんですけども、申し訳ない、ホームページ見せてもらったけれども年2回公表の形跡がないです。ここの理由についてお伺いをしたいと思います。</p> <p>13点目は例規集45ページの公平委員会議事録の規則の関係ですけども、公平委員会の幹事というのはどなたなんですかというのが1点と、2点目はこの公平委員会の議事規則の中で傍聴ができるというふうに書かれているんですけども、その傍聴ができるという条項の中で別途定めると書いてあるんです。傍聴のルールは。例えば議会の傍聴規則を準用するとも書かれていないんですよ。その傍聴規則を探したんですけどもないんですよ。例規集の中には。公平委員会の傍聴ルールというのはどこにあるのかという点です。</p> <p>あとは監査委員の監査基準第5条2項または6条では監査委員を補助する職員というのが書かれています。この場合、当組合ではどなたが監査委員を補助する職員なんですかということなんです。</p> <p>15点目は、組織規則の中で、ちょっとこれ気になるんですけども、組織規則というのが管理者の権限に属することを決めますということ前提に書かれているんです。規則の冒頭に。よく見ると、その業務分掌の表見ると、これ議会に関してはもしかしてそうかなというものもあるんですけども、議会事務局、監査事務局、公平委員会事務局の分掌がないんですよ。その中にもない。ないんですよ。じゃ何の根拠で監査委員事務局、公平委員会事務局の職務をやっているのかという話になるんでね。もしかしたらさっき私がお聞きした公平委員会の幹事もしくは監査委員の補助職員というところなのかもしれないんですけども、それさえ誰かも書かれていないんですよ。誰が担当するかも書かれていないので、一体この例規上の整備というのがどうなのかというのが15点目です。</p> <p>以上です。お願いします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>15点ございますけれども、委員会云々の規則等々についてはまとめて答弁していただいても結構でございます。</p> <p>それでは、まず高岡監査委員から答弁求めます。</p> <p>高岡監査委員。</p>

高岡監査委員	<p>まず1点目です。この決算書の11ページのところのむすびになります。草とか剪定枝の搬入量がなぜ増えているのか。一般の家庭のごみが増え、事業系は減っているのに、なぜ草とか剪定が増えているのかというところですが、やはりこれも地球温暖化の影響もあろうかと。その年、その年で台風とかが発生するとか影響があろうかというときに、こういう草とか剪定の自然現象、やはり多い年と少ない年があるのかなというのは思いますし、そういうところから来ているように感じます。</p> <p>まず、受入れの時間帯のところのご意見です。草とか剪定してもらった枝をこちらの施設に受け入れていただくのに、今現在は9時から4時の範囲で受け入れていただいています。やはり事業者さん側からすれば9時から4時は正味仕事をしたいと、草を持ち込む時間が惜しいというところでした。というふうに感じています。なので職員さんの、今後、勤務時間の可能な限り、変更ができるような可能な限りは検討していただきたいなというご意見です。</p> <p>そして、2つ目の時間外手当のところなんですが、この辺の詳しいところにつきましては事務局のほうからお願いしたいと思いますし、3点目の合議によるところで、その都度書類は3回提出しているのかというところですが、私も監査委員仰せつかりましてまだ1年目ということですので、その都度されているのかという点は、また事務局のほうでお願い申し上げます。</p> <p>4点目も私のほうへの質問だと思います。決算、行政監査の今後の計画、予定なんですが、その辺につきましても私もまだ、今年仰せつかったところですが、予定、計画はされていくのかという点については、また事務局のほうでお願いいたします。</p> <p>私のほうは以上かと思えます。</p>
高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>何点か補足説明をさせてもらいながらしていきたいと思えます。</p> <p>まず、草・剪定枝の特殊要因があったのか、なかったのかというところでございますが、これは先ほど監査委員のほうからもありましたとおり、特段特殊要因というところはありません。</p> <p>ただ、例えば経過を見ますと、平成30年が年間で草・剪定枝が1,002トンございました。令和元年度が1,280トン、令和2年度が1,466トンということで年々増えてきております。これは、木津川市、精華町の管理する道路・公園の面積が増えてきているのではないかと推測しますし、その年々の刈る時期、そういったところでも影響しているのではないかと考えているところがございます。</p> <p>それと、時間外手当の関係の指摘というところがございますが、こ</p>

山本事務局長  
つづき

れにつきましては、佐々木議員のおっしゃっていただきましたとおり、超過時間につきましては、環境の森センター・きづがわに移ってから職員の超過時間数は相当減ってきております。例えば平成29年でございますと超過時間総数が3,208時間ございました。それが令和元年度では38時間、令和2年度では約44時間という形で相当少なくなってきております。

超過勤務が発生するような何か特異なことが起こるのかどうかというところがございますが、季節柄、台風等がありますと収集時間が長引くということがありますので、そういったときにはやむを得ず収集時間を延ばすとかいったようなことがございますので、そのときには超過勤務が発生するというところもございますので、施設のトラブルというよりは収集運搬に影響して収集時間帯の変更でありますとか、総務課の日常業務の積み残し等がありましたら期限に合わせるための超過勤務があるというところがございますが、超過勤務については今申し上げましたように相当減ってきているという状況でございます。

それと、例月監査等の報告はされているのかどうかというところがございますが、これは書面により管理者、議長のほうに監査結果につきましては報告をしていただいているところがございます。

それと、行政監査の計画があるのかどうかというところがございますが、例月検査でありましたり決算監査のときにおきまして特に監査委員の方が気になさっておられますのは、やはり公金横領事件の経過がありましたことから、公金の関係についてどういうふうに管理をしているのかといったことについて関心を、関心といいますか、非常に留意をしていただいているところがございます。例えば、監査のときにそういったことを問われますと、その状況を通常の監査とは別に行政監査的な意味合いで状況等も監査していただいているというような状況でございます。

また、今後の行政監査の計画の中でどういった行政監査をしていくのかどうかといったことにつきまして、監査委員のほうから計画があればそれを監査計画に盛り込んでいきたいというふうに考えているところがございます。

それと、5点目の議会のホームページの関係でございます。これは以前にも佐々木議員のほうから、環境の森センター・きづがわのホームページはあるけれども議会に関するホームページがないのではないかと、つくるべきではないのかというご意見も以前いただいていたように記憶をしているところがございます。これにつきましては、議会に関するホームページでもございますので、今後議会のほうとも協議をさせていただきながらホームページについては必要に応じて改善をしていきたいというふうに考えておりますので、これは継続的な課題というふうに認識しているところがございます。

それと、管理者会が2回ほどしか開かれていないけれども、意思疎通はうまくできているのかどうかというご指摘だというふうに考えております。管理者会につきましては、基本的には定例会の前に、議案等、また直近の課題等、状況等につきましてご説明、了解を得るため

山本事務局長  
つづき

に開いているものでございます。

佐々木議員がおっしゃっていただきました基礎杭のことにつきましては、私たちのほうも非常に大きな課題、問題であったというふうに考えておりますので、管理者会を開いてはおりませんが、その都度、その方向性につきましては、管理者、副管理者に直接ご説明を申し上げてその方向性については確認をし、決裁を得て進めているというところでございます。したがって、管理者会が開かれないからといって意思疎通ができていないとかいうことではなく、その都度、必要に応じて事務局から直接話をする、また、管理者、副管理者間同士で連絡を取り合っていたということによってやっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、7点目の基金の規模の考え方でございますが、この施設組合のほうには基金が4つございます。財政調整基金と、振興特別基金、打越台環境センターの撤去に関する基金、それと環境の森センター・きづがわの維持管理基金という4つの基金がございます。

このうちの振興特別基金につきましては、以前、西部塵埃処理組合だった頃に、この場所に組合の土地があったわけです。それを木津川市が買い取ったといいますが、打越台環境センターに移るときに、当時の木津町から西部塵埃処理組合のほうにその土地に相当する代金が入ってきたというところで積み上げてきたものですので、振興特別基金については、今後、この基金の目的に沿って使う必要があれば崩していくような基金ということで考えています。

打越台環境センターの撤去に関する基金につきましては、今後、打越台環境センターの起債の償還が出てまいりますので、その償還財源に充てていきますので、これにつきましては今後、積み立てていくのではなく崩していくものという形になります。

財政調整基金のほうにつきましては、これまで専決することなく余った余剰金を、相当余ったときにおいても財政調整基金に積んできたという経過がありますので、このような1億6,800万円が前年度の基金残高として残っている状況でございますが、一昨年度から不用な金額については専決をして不用額を精算させていただいておりますので、今後、財政調整基金につきましては必要があれば積み立てていきますけれども、これから大きく増えていくものではないというふうに解釈しているところでございます。当然、この組合の財政的なものにつきましては、使用料、手数料からの収益と、木津川市、精華町の分担金から成り立っておりますので、その範囲内で済むものであれば財政調整基金を取り崩すことも必要ないのかなというところで思っておりますので、これを大きく積み立てていくという考え方は今のところございません。

環境の森センター・きづがわの維持管理基金につきましては、これにつきましては、今後の整備でありますとか、将来例えば20年先、30年先に大規模な改修があるかもしれませんので、これは上限を決めることなく、余剰電力の全額、それと毎年受け入れましたごみ量に対しまして10キログラム当たり25円を積み立てていくということ

山本事務局長  
つづき

で、これは今後も継続して積み立てていくというような金額になってきておりますので、維持管理基金につきましては上限を設けるとか目標を決めるというようなものではないと、今後の大規模改修でありましたり施設の維持管理のために充てていく費用というところでございますので、必要に応じて取り崩していくというような考え方でございます。

それと、8点目のコロナの関係で、環境監視委員会の会議の関係でございしますが、前回の書類を送付させてもらった会議につきましては報告案件が主だったこともありまして、会長のほうと相談をさせてもらった結果、開催するのじゃなく資料提供で結構ですというところでございましたので、環境監視委員会とも調整の上、昨年度は、5月の会議については書類をお渡しし、その内容を報告したということにとどめております。

ただ、おっしゃっていただきましたように、コロナのような緊急事態宣言であったとしても、環境監視委員会として結論をいただかないといけないような案件、そういったことが出てまいりましたら、書面決議なり、また、そういった場合については、緊急事態宣言中であっても寄っていただくといったような対応もしていくことは必要かというふうに考えているところでございます。

9点目の健康診断の関係でございします。全ての職員が受けているのかどうかというところでございしますが、これは全員が年2回受けているというところでございます。9月と2月頃に受けています。9月につきましては木津川市の集団健康診断、これを利用させていただいております。2月は山城病院で全ての職員が受けていただいているというところでございます。年2回といいますのは、こういった清掃施設におきましては、厚生、旧の労働省のほうから、6か月に一度、年に2回、健康診断を受けるようにというふうな文書もございしますので、そういった要綱に基づいて年2回しているところでございます。

公平委員会の記録は取っているのかというところが10点目でございましたけれども、公平委員会の記録を取っております。必要に応じて閲覧等に供していきたいというふうに考えているところでございます。

それと、11点目の維持管理費の関係で、事業者のほうへの委託金が妥当かどうかというところでございます。佐々木議員のおっしゃっていただいたように、こういう施設でございしますので安ければよいというものでは当然ございません。適切に管理をしていただいて、丁寧に長く安全に使っていくといったようなことが、当然、維持管理の委託先には求めていくわけでございます。この金額につきましては、維持管理につきましては、歩掛かりがありますので、それで積算をして見積りを取って委託をしているというところでございますので、こちらのほうから何か最低制限価格を設けるとかいうようなものを設けてやっているものではありませんので、適切に委託ができていますものというふうに考えております。

また、先ほど申し上げましたように、この9月からは維持管理定期

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>点検についても組合のほうでやっていくことが必要になってまいりますので、昨年の予算のときにも申し上げましたとおり、長期継続契約により引き続きまたタクマ・タクマテクノス共同企業体のほうと契約をするというところで進めているところでございます。</p> <p>また、12点目の財務の公表について、しているのかどうかというところでございますが、これにつきましては掲示板にて掲示をしているところでございます。</p> <p>13点目の公平委員会の幹事ですけれども、公平委員会の幹事につきましては総務課長の松井のほうを担当しているところでございます。</p> <p>それと、傍聴規程でございますが、これにつきましては従来から定まっていませんけれども、基本的には議会のルールに準じた形で傍聴については必要に応じて認めているところでございます。</p> <p>また、監査を補助するものは誰かというところでございますが、これにつきましても総務課の職員が監査委員を補助するというところでしているところでございます。</p> <p>組織規則のところでは十分なことが書かれていないのではないかとこのところでございますが、組織規則につきましては従来から、打越台環境センターにいるときから、こういったような分担業務の所掌でやっているとこのところでございます。佐々木議員のおっしゃっていただいたように、そういったところがきちっと明確になっていないというご指摘でございますので、今一度点検をし、必要に応じて見直していきたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>質疑の途中ですが、コロナ禍の中ですので換気もせんなん、1時間過ぎましたので、11時まで休憩といたします。</p> <p>《暫時休憩》</p> <p>休憩前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>佐々木議員。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>再質問させていただきます。</p> <p>ちょっとよく分からないのは監査報告の11ページにある草や剪定の関係なんだけれども、後段は分かりました、要するに業者さんが仕事をしている時間内に搬入の時間を締め切ってほしくないという意味合いだろうということは、それは理解しました。それは可能な範囲で検討をお願いしたいと思いますが、量の問題で言えば、さっき局長からあったように年々増えているわけですよ。今後も、答弁であったように、木津川、精華とも、都市化というか、道路延長が増えていく</p>

佐々木議員  
つづき

可能性があるわけで、それに伴って同じように増えてくるんだったら、たまたま昨年度はコロナ関係で事業系のほうが減ったからとんとんになったということだけでも、コロナが回復というか収束して事業系が回復したら今議論になっている分が純増になるわけですよ。今後も、という可能性があるということになるんですけれども、そういう理解でいいかどうかというのが1つそれは確認をさせていただきます。

だから、そうなると、先ほど残業の話もあったけれども、一方で業者さんの仕事の段取りの関係で受付時間を延ばすと、量が増えるとなれば業務量が全体的に増えていくということが通常考えられるわけで、何らかの対策を取るべきなのか、または増えるから仕方ないと、それは受け入れるという方向での話になるのかというのは、その分だけ確認をしておきたいと思います。

あと、3番目とか4番目とか5番目、6番目、10番目、12番目及び環境監視委員会のこととか監査委員のこととか、このことで申し上げたのは、わざわざここに来て情報公開申請をしなければ見られない情報ということになってもらったら困るということで申し上げているわけです。だからホームページに掲載するかどうかは、物によって違うかもしれないけれども、先ほど宮嶋議員のほうからは議員にということもあったけれども、私は基本的に議員以外の一般住民にも情報公開すべきだと思っていますので、誰もが容易に見られるような、要するに簡単な手続で、できればインターネットをクリックすれば見られるような、可能なら、それは物によってちょっと扱いが違うかもしれないけれども、そういう状況にやっぱり改善をしていくことが、ごみ問題だとか、または減量への取組への住民の意識の高揚だとかいうことにもつながっていくわけですから、できるだけ現状の事実の公表の方向で考えてほしいと思っています。ちょっとまとめた話になりますけれども、その点どうなのかという点を、一括でも結構ですけれどもお願いをしたいと思います。

あと、監査委員さんに別にあかんとやっているわけじゃないけれども、監査基準では監査は計画的にやるというふうに書かれているわけですから、少なくとも行政監査について、今年度、計画がないんだったらないというふうに答えてもらったらいいんだけど、もう11月になっている状態でまだ分からないと言われると、あと残り4か月しかないのにね、今年度は、どうなのかという話になってきますので、要するに行政監査の今年度の計画はあるのかどうか、また、先ほど局長からもあったように、様々な監査を通じて、いわゆる牽制機能というか、を果たしてもらっているという意味の、趣旨の話だったと思うんですが、毎年やるかどうかは別にしても、隔年になるかもしれないけれども、一定の行政監査をやっておかないと、またぞろいろんな事件が起こってもらったら困るので、牽制機能として、悪いことやっているという前提じゃなしに、いつでもチェックされますよという、そういう緊張関係をつくっておかないとよろしくない。これ別にどこの職場でもそうですけれども。ですから、やっぱり計画的な監査

佐々木議員  
つづき

計画というのはつくっていただきたいと。要するに、監査基準第7条による監査計画というのをしっかりと確立をしていただきたいというのは意見として申し上げておきたいと思います。もし何か考えていることあったらお願いをしたいと思います。

基金の問題については先ほど局長から比較的明快な話がありましたので、そういう方向でお願いをしたいと思います。

書面審査の件でやっぱり気になるのは、さっき申し上げたからもう重ねて申し上げませんが、オンライン会議も可能にするような例えば規定をつくることによって、そうすると、出席という用語が入っているんだけど、それぞれの例規の中に、出席という解釈が身柄で来なくてもいいという解釈ができるようにしておけば会議をやったということになるわけで、その場合は、まるでお金のことを言うわけじゃないけれども、それが正式な決定になるし、なおかつ手当も出ますよね。だからそれもやっぱりお支払いすべきだと思うんですよ。ちゃんとその時間を確保していただいて、こちらの業務の協力というか、いろんな業務をしてもらっているわけだから。人はここに来ていない、現物の人は来ていないかもしれないけれども、それはそれなりに業務を果たしてもらっているわけだからね。だから全体的に、精華町議会も今オンライン会議に関する検討は現在進行形でやっていますけれども、できれば今後も、別にコロナだけじゃなしに様々な災害が起こる可能性がありますので、その際に関係者が集まれないという事態が発生した場合の対応を前向きに考えておいたほうがいいし、その場合は、何遍も申し上げていますが出席扱い、ちゃんと本来の会議をやったと同じような中身で結論を得ることができるのであれば、正式な会議として認定をして諸手続を進めるべきだというふうに思っていますので、この点、済んだことはもういいですけども、今後の方向性について、そういう方向なのか、いや、あかんと、例規上は出席というのが入っているんだから、出席というのは人が来なあかんのやということの解釈を維持するのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

あと、ごみ処理関係で若干意見を申し上げておりますけれども、先ほど人口は増えていないのにごみ量が増えているという指摘があったわけです。パーセントからいったらそんなむちゃくちゃ、10%も20%も増えているわけではないんだけど、やっぱりこの兆しというのは注意をしなければならぬと。特に木津川市さんは有料制を採用されているわけで、それでも無料制の精華町よりも増えているということになると、そもそも有料制の根拠がどこにいくかという話にもなってくるわけですよ、住民から見れば。木津川市民から見れば精華町民を見て、お金払っていないのにごみ増えていないぞと、こっちはお金払ってごみ袋買っているのに増えているぞというふうに映るわけでしょう。だから、これはさっきも若干議論あったけれども、各構成市町の一般業務にも関わるけれども、やっぱり検証が要するという気はしますね。

なおかつ、これ別にケチつける気じゃないけれども、先ほどおむつ

佐々木議員  
つづき

の話が出ました。もちろん小さいお子さんがいるとおむつが発生するのは当然分かるんだけど、今、高齢化時代で大人のおむつも発生するんですよ、その意味から言えば。大人のおむつのほうが容量大きいんですよ。だからニュータウンで子供が多いからおむつということは理由になりませんよ、恐らくそれは。それだけが理由にならないですよ。だからもうちょっと組成調査とかも含めて、別に厳密なことまで求める気ないけれども、トレンドとかどういう、今ごみの発生がどんな傾向に変わってきているのか、もしくは変わってなきゃ量が抑制できていないのか。人口が増えれば量が増えるのは当然かもしれないけれども、1人あたりに換算すれば話は違うわけですから、その辺は、別に本組合だけとは言いません、精華、木津川のそれぞれの収集業者さんとか担当課も含めて、やっぱり組成調査をしながら打つべき手を打っておかないと、もっともっと増えていく可能性というのは出てくるわけですから、その点は、別にこの組合だけで対応せえとは、何遍も言いますが、言っているわけじゃありませんが、木津川市、精華町の力を合わせてこの対応策は考えなきゃならないんじゃないかと思っているので、その点はどうなんでしょうかというのはお願いをしたいと思います。

あと、維持管理業務委託の関係は、先ほど最低基準は決めていないという話でしたけれども、やっぱり気になります。この間の全国的な傾向から言えば、例えば建築とか土木とかいう工事についても、安かろうという、いわゆる競争入札的なことが働いて、ほんまに現場の、例えば大工さんとかそういうところが身銭切ってやっているような赤字覚悟で受注するようなことが過去にこの間あったわけですよ。

置き換えれば委託業者はそんな痛み、もしかして痛みはあんまりないかもしれないけれども、その下の現場の労働者に同じようなしわ寄せがもしいつている可能性があるとしたらそれは避けなきゃならないわけで、何らかの公契約的な仕組みを導入しておかないと。

しかも全面委託をしているんならまだ、まだしもという言い方はちょっとおかしいかもしれないけれども、要するに昼と夜とで違うスタッフが対応しているわけでしょう。その間であまりにも大きな差が出たらそら一方から不満出ますよ。もし出ているんだとしたらよ。分かんないからちょっと断言してないけれども。出ているんだとしたら不満出ますよ。だからその点も含めて一定の質を確保するという意味での、安かろう悪かろうじゃなしに、一定の質を確保するという趣旨での取組が要るんじゃないかと思うんですけども、その点をどう考えるかについて確認をさせていただきたいと思います。

財務状況とか、さっき申し上げたように情報公開、みんなが簡単に知れるという状況でちょっと検討はしてもらえるのかどうかについては確認をしておきたいと思います。

あと、全体として例規の、私も全部詳細見たわけじゃないけれどもやっぱり気になるのは、どうしても小さな市町村の一部事務組合というのはそんなに規模がもちろんでかいわけじゃないからスタッフも何百名もいるわけではないですよ。でもその少ないスタッフの中で、

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>執行権を持っている人を補助する仕事と、同時にそれを監視する役割、議会だと監査委員だとか、または公平委員なのか、監視する役割の事務を同時にやるというのはやっぱりちょっと懸念が出てくるんですよね。言っている意味分かりますよね。マッチポンプ、起こる可能性があるんじゃないかということです。職員さんからすれば怖くて公平委員会に申し出ることができない。下手したら自分の上司がその事務局やる可能性あるわけでしょう、今の仕組みから言えば。ということになってしまうので、本当にその執行部状態を監視する機能を健全に果たそうと思ったら、何らかの仕組みを考えなきゃならないんじゃないかというふうに思っているわけです。</p> <p>例えばです、この案がいいかどうかは別にしても、例えば相楽、山城南で一番大きな木津川市さんが、例えば本庁にいる監査事務局のスタッフに対して併任辞令でこの組合の監査業務のみここは事務を担当してくれるような仕組みをつくることによってできるだけ公平・公正な運営をしていく。そのことが、あの公金横領事件に見られるように、あれもある意味マッチポンプ的な仕組みがあったわけですね。ある意味それは。自分ところで徴収して自分ところで書類をつくっているんだから、それも1人とか2人に任せればいろんなことが起こり得るわけなので、そういった意味でたくさんの目で、というか多くの目でチェックし合うような仕組みというのを考えないとなかなか難しいんじゃないかという気がしているんです。それはさっき申し上げたように組織規則の中にも表れているので、そこをうまく整理をしていかないとやっぱり健全な発展というのはなかなか難しいんじゃないかという観点から申し上げているわけで、別に今日最終答弁をもらおうと思わないけれども、やっぱりそのことは真剣に考えないと何かまずいんじゃないかという気もするので、その辺は検討ができるのかどうかについては確認をさせていただきます。お願いします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>できる限り、答弁、質問等は簡潔に工夫をしていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。</p> <p>何点か再質問いただきましたので答弁をさせていただきます。</p> <p>まず、草と剪定枝の関係でございます。今後、コロナが収束すると事業系のごみが純増になって、このままでいいのかどうかというところでございます。草の関係でいいますと、現状でいいますと、こちらからのアナウンスといえますか依頼事項としては、十分乾かした上で持ち込んでくださいということで、それぞれの工事を発注している担当課のほうに要請をしているところですが、現状は、先ほど高岡議員の話もありましたように、受入れ時間等の関係もありまして、十分乾かないまま持ち込んでいるという状況も見られます。そういつ</p>

山本事務局長  
つづき

たところも改善すれば、草・剪定枝についての総量というのは幾分か減じられるのではないかということでは思っておりますので、当然、管理面積が増えれば草の量も増えますけれども、持ち込む状態についても今後、強く要請していく中で、草の量についてはできるだけ適切に、適切といいますか、大きく伸びないような形で求めていきたいというふうに考えているところでございます。ただ、こういった施設でございまして、来たものについては受け入れていくということの方針は変わりません。

それと情報の関係で、いろんな議事録とかを容易に、容易にといいますか、手続を簡便にして見ることができないかどうかというところでございますが、当然、情報公開請求していただければ見られるものでございますけれども、そういう手続を経ずに閲覧できるようにするのかどうかについても、それぞれの委員会の委員さんとも相談しながら、できるだけ簡易に見られるような形での検討はしていきたいというふうに思っております。当然それぞれの会議について隠すものでは全然ございませんし、そういった情報については皆様方に見られる状態にしておくことが望ましいというふうに考えておりますけれども、それぞれの委員さんの了解も得ながら検討してまいりたいというふうに考えています。

それと、監査の計画の中で、行政監査のほうでございましてけれども、当然年3回の月例監査に合わせまして、行政監査、適宜行っているという認識でございまして。ただ、何かテーマを決めて行政監査をしているということではございませんので、今後、テーマを決めて行政監査をしていくということであれば、監査委員のほうからの要請を受けて監査を受けていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、オンラインの会議についての可能性はあるのかなのかということではございます。コロナの中でこういったオンラインについての会議についても進んできているところもあるというふうに認識しているところでございますので、オンライン会議を否定するものではございませんので、今後、環境監視委員の皆様方等の考えもお聞きしながら、オンラインについての可能性については引き続き相談をしていきたいというふうに思っております。

それと、ごみ処理関係の中で、構成市町と連携して組成調査という話もございましたけれども、ごみの減量施策そのものについて、また収集そのものについては、それぞれの構成市町の業務でございまして、例えば木津川市でありますと今年度も木津川市独自の組成調査を行っていて、先ほど佐々木議員がおっしゃっていただいたようなトレンドについては、年次をもって分析できるような配慮もしているところでございます。

また、有料化についての話も出ておりましたけれども、これは組合の中での議論ではなく、それぞれの構成市町の考え方でやっているものでございまして、この組合の中で有料化についての是非についての答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>ただし、木津川市のごみの量につきましては、有料化後、精華町と比べましても随分減っているというところがございますので、先ほど佐々木議員がおっしゃっていただいたような、有料化によってごみの減量効果がなかったということではないというふうに考えているところがございます。</p> <p>それと、維持管理費の関係で、最低制限価格的なものを設けるとかいったようなことの話でございましたけれども、こちらのほうにつきましては、既にもう3年近く維持管理については委託をしております。また、さらに長期継続契約によりまして維持管理を求めていくわけでございますけれども、この間、職員の方からそういった、人件費が安過ぎて困ると、これ以上仕事ができないといったような不平不満といったところは特段聞いていないというところがございますので、委託をされたそれぞれの先において労働基準法を遵守しながら労働者の管理をされているというふうに認識しているところがございます。</p> <p>それと、例規の関係で、いろんなこの組合が持っている事務局的なものについて、より第三者的な視点から検討することが必要ではないかという話でございました。これにつきましては佐々木議員のおっしゃっていることについて否定するものでもございませんし、今後、こういった小さな組合事務局を持っている立場といたしまして、自分たちのやっていることを自分たちで審査をしていくといったことについての限界もあるというふうにも感じておりますので、これにつきましては今後構成市町とも相談しながら検討してまいりたいというふうに考えているところがございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>いいですか。 ほか、ございませんか。 伊藤議員。</p>
<p>伊藤議員</p>	<p>決算書の9ページ、10ページのほうをお願いいたします。 真ん中ぐらいにあります、打越台、環境の森の件でお伺いします。 備考中の328万円を受け入れたというようなことが書いてあります。これ報告審査意見の、監査の意見書を見ますと、令和2年度に瑕疵が判明したことから違約金として328万円受け入れたということです。</p> <p>先ほどの説明の中で、予想外の杭があった、だから2か月遅れた。これ2か月遅れたから違約金もらったのか、それともほかに何かがあって違約金というのが発生したのか、もう少し詳細にご説明のほうお願いいたします。</p> <p>それと、同じページで、同じそこの段です。余剰電力の売電料の件です。そして、監査のほうからも、売電によるその収入というのが3,207万円で、前年度と比較して639万円増であった。これ、</p>

伊藤議員 つづき	先ほどから、ごみの量も増えたから売電も増えたのか、それとも、ちょっとこれを見ますと計画的な運転の仕方ということなんですが、ちょっと私理解できないので、もう少し、これどうしてこっだけ増えたのかということ、ご説明お願いいたします。 2点です。
高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。</p> <p>まず、追加工事の内容でございますけれども、これは平成10年、11年当時に、ダイオキシンの恒久対策をするためにプラントの大規模な改修を打越台環境センターで行いました。そのときのプラントの基礎杭が、直径が70センチ、深さが9メートルの杭が24本、同じく直径が70センチ、深さが約13メートルの杭が6本、合計30本の杭がプラントを支えるための鉄骨の基礎部分に入っていたんですけれども、これを当初発注時に見落とししていたというところなんです。この見落としが工事の施工中に分りましたので、急遽、それをどうするのかということにつきまして調整、協議をさせていただきました。工事の途中で発注時に分らなかった工作物等があれば全て撤去をするということを前提に工事を進めておりましたので、そういった杭についても撤去することになるというところでございます。</p> <p>当然もともとあったものでございますので、設計にあれば当然それは設計に含まれて工事費が増加するものというところでございますけれども、当初から設計に含めていけば工事を延長せずに済んだのではなかったのかということで業者のほうと話をさせていただきました。当初からの設計をしていて工事の施工計画に入っていれば、もともとの工期の中で工事が進められたのではないかとこのところでございます。そういったことから、工事が延長したことによっていろんな諸経費が増えてまいります、その諸経費の部分が約306万4,000円でございます。この諸経費については、今申し上げましたように、当初の工事から発注していれば組合が負担せずに済んだ諸経費であるので、これについては違約金として払っていただきたいと。あわせて、それが分かってから追加の設計を取りまとめるまでに時間を要しました。その設計に要した時間について遅延負担金という形で21万7,000円ほど出てきたということで、それを合わせますと決算書に上がっている328万1,346円という形で違約金として発生するということで、コンサルタントのほうに申し上げまして、コンサルタントのほうも、了解したということで、申し訳なかったということで対応したというのがその遅延金というところ、違約金というものでございます。</p> <p>電力の関係でございますが、余剰電力の関係につきまして、今、伊</p>

山本事務局長 つづき	藤議員がご指摘のとおり、運転計画によるところが大きくあります。令和元年度につきましては2炉運転、この施設については1号炉、2号炉がありますけれども、2炉とも運転している期間が208日、1炉だけ運転していた期間が116日というような運転だったものが、令和2年度は2炉とも動かしている期間が249日、1炉のみが69日、2炉とも動かしているのが令和元年度と比べまして令和2年度は41日増えた。逆に1炉運転だったものが47日減ったというようなところ。大体この施設については、1炉運転していると関西電力さんのほうから電気を供給してもらうか自立運転できるか、ちょうど境のところになっています。2炉運転をすればするほど余剰電力ができるということになりますので、運転計画の中において令和2年度は41日2炉運転が増えた、この影響が非常に大きかったのかなというふうに思っております。 以上でございます。
高味議長	伊藤議員。
伊藤議員	違約金の件です。そしたら組合のほうでは全然初めから、設計に入っていた場合はこういう2か月も延びることもなかったし、だからコンサルタントが最初に、これ把握していかなかったということですか。すみません、そこのところだけはっきりと。
高味議長	事務局長。
山本事務局長	事務局長でございます。 発注時には把握できていなかったというところでございます。
高味議長	伊藤議員。
伊藤議員	把握できていなくて途中で分かったということ。でもその途中でした場合、これどっちもどっちかなと半分思うたりもするんです。杭があるということ。でも最初、杭、これだけの本数打った場合は必ず分かっているから、その道中よりも、向こうに言う、コンサルタントに言うまでに私は分かったのではないかなということも思うんです。向こうのほうも把握しているべきことだったんじゃないかなと思うので、そこそのところの時間の流れがちょっと私には、ちょっとおかしいなというのが。実際コンサルタントがそういうのを分かっているということ自体がね。途中でいつ分かったということだけお聞きします。

高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>設計に当たりましては、打越台環境センターのこれまでの、当初の設計図書等を担当者がコンサルタントに貸与して、これまでの設計書に基づいて数量等を拾ったというところでございます。当然、我々の検査といたしましては、どの資料を見てどういった数量を拾ったのかという確認はしておりますけれども、結果といたしまして、工事を始めた、ちょうど5月ぐらいだったと思うんですけども、掘り始めてコンクリートの構造物が見えてきたと、これは何だろうかということ、もう一度、図面、資料を当たってほしいということで施工業者のほうから組合のほうに話がありまして、よくよく確認すると今申し上げました30本の杭が見つかったというところでございます。</p> <p>伊藤議員のほうから、組合のほうとコンサル、どっちもどっちという話がございますけれども、当然、こちらのほうとしても十分な検査ができていなかったのではないかとのご指摘については真摯に受け止めたいというふうに思っておりますけれども、コンサルタントも技術者の専門的な機関として大きな見落としをしていたというところの瑕疵ということで、コンサルタントのほうも納得されたというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認め、歳出の質疑を終わります。 続きまして、歳入の質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ、質疑なしと認め、質疑を終わります。 討論を行います。 討論ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。</p>

<p>高味議長 つづき</p>	<p>(賛成者起立)</p> <p>起立全員であります。 したがって、認定第1号「令和2年度木津川市精華町環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することと決定いたしました。</p> <p>次に、日程第4、議案第7号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。 管理者から提案説明を求めます。 管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>議案第7号、木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明をさせていただきます。 令和3年8月10日に人事院から国家公務員給与の改定の勧告が行われました。 本組合におきましても人事院勧告に基づいた給与改定を実施するため、所要の改正を行うものでございます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。 なお、詳しくは事務局長より説明をさせていただきます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 議案第7号について補足説明をさせていただきます。 条例改正の趣旨、内容につきましては、管理者からの説明のとおりでありまして、人事院勧告に基づき期末手当を見直すものでございます。 議案書の最後のページの参考資料をご覧いただきたいと思います。 今回の改正によりまして、期末手当につきまして0.15か月分を引き下げるものでございます。 なお、今年度の支給に当たりましては、12月に0.15か月分を反映させまして、来年度以降の支給に当たりましては、6月、12月分についてそれぞれ0.075か月分を引き下げるものというところでございます。 また、条例案の附則の第2項をご覧いただきたいと思います。 今回の職員給与に関する条例の一部改正に当たりましては、人事院勧告内容に基づく同様の給与条例の改正案について、提案と実施する時期が構成市町により異なることになる見込みでございます。現状の期末手当の支給率について、本組合、構成市町とも同じですが、この</p>

山本事務局長 つづき	<p>ような状況を踏まえまして、構成市町からの派遣職員について、4月に異動があった場合、不利益が生じることがないように、本年12月1日、また、来年6月1日を基準日とする期末手当に限り、それぞれの構成市町の期末手当の支給率によることとするよう準用規定を設けるものでございます。</p> <p>以上で議案第7号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
高味議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>宮嶋議員。</p>
宮嶋議員	<p>宮嶋です。二、三、聞かせていただきます。</p> <p>今ありましたように、提案理由は、人事院勧告が行われ、これに基づいて給与改定を行うとあるわけですけれども、政府は先日11月24日に人事院勧告どおり行う閣議決定をいたしましたけれども、引下げは来年6月の期末手当から減額するとあります。なぜ政府方針に従って行わないのか。</p> <p>2つ目は、閣議決定の文書、閣議決定された公務員の給与改定に関する取扱いについての4のところで、地方公務員の給与改定について書かれております。どのように書かれているのでしょうか。今回の提案と矛盾するのではないかと思います。</p> <p>3つ目であります。期末手当の減額、削減は、昨年度の0.05月分に続き2年連続の減額であります。今回は0.15月分。これらの背景にあるものは、コロナ禍で多くの企業が経営不振に陥り、民間ボーナスを引き下げざるを得なかったという背景があるかと思えます。しかし、その民間水準に合わせていたのであれば、さらに今後、民間の賃金、一時金などを引き下げる悪循環に陥るのではないか。これでは働く者の生活は守れないというふうに考えますが、どうでしょうか。</p> <p>4つ目は、人事院勧告は、本来、憲法で保障された働く者の争議権が奪われた公務労働者の労働条件、とりわけ給与を保障するための制度としてあります。引下げの場合は合理的な理由や職員の納得、合意が必要であります。そうした合理的な理由、職員の納得や合意、そういうものはあるのかどうかお聞かせをいただきたい。</p>
高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>宮嶋議員の4点のご質問につきましてご答弁をさせていただきます。</p>

まず、1つ目の人事院勧告に準じずということについての考え方でございます。

ご質問ありましたように、今回の国家公務員に係る給与の改正につきましては、人事院勧告を踏まえて完全実施をするという方針を持ちながらも、その実施時期につきまして調整されていまして、去る11月24日に給与関係閣僚会議と閣議におきまして人事院勧告に基づいて国家公務員の期末手当の引下げを決定したところでございます。国のほうにつきましては、今後、来年に開かれる通常国会、今後の通常国会で、令和2年度分を6月の期末手当で調整することを含み、給与法案を訂正する方針で調整すると聞いているところでございます。

その一方で、多くの都道府県におきましては、人事院勧告に準じた内容の給与改定をするようそれぞれの人事委員会から勧告があり、条例改正の時期についても自治体ごとに分かれているというような状況でございます。

京都府におきましては、人事院勧告と同様の内容にて職員の給与を改正するための条例を、人事院の勧告に基づきまして提案する方針であるというふうに聞いているところでおります。

このような状況を踏まえまして、この組合の給与につきまして、期末手当を人事院勧告に基づいて今回提案するというところでございます。

それと、閣議決定の内容の4つ目というところでございます。読み上げますと、地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請するものとするということで、調整時期について要請を受けているところでございます。したがって、要請というところでございませぬので、それぞれの自治体の判断により対応することについて矛盾はないというふうに考えているところでございます。

それと3点目の、2年連続の期末手当の引下げについて、悪循環が生じるのではないかとこのところでございますが、当然、地方公務員は国家公務員のところに準じて、また、地域の民間の給与水準等にも準じながら検討していくところでございますけれども、やはりそれぞれの状況に応じて、人事院勧告、また、それぞれ府県の人事委員会からの勧告が出るところでございませぬので、それに従って我々の、地方公務員の給与についても見直していくことが必要かというふうに考えているところでございます。

それと、人事院勧告については、引き下げの場合は合理的な裏づけと職員に対する合意というところでございますが、こちらのほうにつきましては、地域的なものにつきましては、当然、人事院勧告についてはそういったことを反映されているという判断をしておりますし、引下げについて職員組合のほうには2度説明はさせていただきました。

一度は、閣議決定がされる前に、人事院勧告に基づいて給与改定を

<p>山本事務局長 つづき</p>	<p>行う、いわゆる期末手当を改正するということを説明させていただきました。その後、国の動きが非常に流動的なところもありまして、最終的には、構成市町の木津川市、精華町においてそれぞれ、期末手当の引下げの内容、実施時期について異なることが生じることが分かりましたので、そのことが分かった時点で組合に対してもう一度、構成市町で今回の人事院勧告に基づく給与条例の改正の提案時期が異なると、そういった状況を踏まえながらも、組合のほうとしてはこの12月から引き下げるという当初の提案をさせていただくということについて理解を求め、職員組合のほうについても特段異論なく理解をいただいているというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>宮嶋議員。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。</p> <p>今、閣議決定された公務員の給与改定に関する取扱いについて読み上げていただきましたけれども、結局この文書の最後に言っているのは、国家公務員の扱いを基本として対応することを要請するものとする。</p> <p>要請するということの扱いは強制ではないというような言い方をしているけれども、その中身がそこで働く職員の賃金に関わる、生活に関わる最も基本的な問題なんです。</p> <p>もちろん、12月に下げるか来年6月に下げるか、同じ下げるやないかと言う人もいるかも知れませんが、そういう問題じゃないですよ。全く違う問題です。だから、内容が内容だけに、単なる要請というふうに流してしまうものではないと思いますので。現実には精華町と木津川市の扱いが違う。</p> <p>それから、これをめぐっては、一部事務組合で言えば、一番最初に、11月5日に山城病院組合議会で同様の提案がなされて、そのときはもちろんまだ閣議決定もされていないのでおかしいじゃないかという指摘をして、その後、この案件については一度取り消すということで今日昼から議会が招集されたわけだけれども、議会運営委員会の中で、取消しはしないんだというようなことがあったけれども議会は開くと。</p> <p>要は、この問題をめぐって、それぞれの基礎自治体と一部事務組合議会のところでの提案がまちまちになっていて、混乱が起こっているのは事実やと思うんですよ。だから、混乱が起こっているような問題をなぜあえて強行するのかと。少なくとも政府の閣議決定に従ってというのがこれまでの提案根拠であったように思うので、人事院勧告出たからそのとおりにやりますなんていう提案理由は今回が初めてじゃないですか。だから、その点についてもう一度、明快なお答えをいただきたいと思います。</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>なお、議長は、この議案については取り下げるように働きかけてほしい。そういうふうにあります。 以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>議長といたしましては、議案の提案があつて、皆様方が議会で質疑を行つて決定をしていくと。議長のほうから、これはおかしい云々というような判断は、皆様方の議決によつて行つていただきたいと思つています。 事務局長。</p>
<p>山本事務局長</p>	<p>事務局長でございます。 宮嶋議員のご質問につきまして再度答弁させていただきます。 今回の政府の動きにつきましては、人事院勧告が出てから、その対応をどうするのかということ、非常に流動的だということに認識をしているところでございます。人事院勧告については実施するけれども、その実施時期についてどうするのかということの検討というところでございます。人事院勧告を実施することについての考え方は閣議決定前であっても変わらなかつたということに認識しているところでございます。 その上で、国のこういった今回のような異例とも言えるような状況に対して、この組合としてどういうふうに対応していくのかということでございますが、やはり原則に基づいた人事院勧告に基づく対応をしていくことが当然のことということで考えているところでございますし、政府のほうにつきましても結果としては人事院勧告どおり実施をするというところでございますので、本件の取扱いについては原則どおり取り扱つていきたいというふうに考えているところでございます。 以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>宮嶋議員。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>人事院勧告は単なる、先ほどから言つているように、官民格差の是正機関ではないんです。人事院は官民格差を是正するための機関ではないんです。争議権が奪われていることに対する代替措置の部分であつて、給料が据え置かれるとか上がるとかという部分とは違つて、下げられるわけでしょう。だから、そのことについての問題意識があるのですかと。 もちろん公務員ですから全体の奉仕者としての役割はあるけれども、同時にそれは生活する人間であるわけですから、民間も含めて全体の給与水準が上がつていかなければこういうコロナ禍の中で生活できないですよ。そここのところの認識はどうなのか、再度お聞きをいた</p>

宮嶋議員 つづき	します。
高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>再度のご質問につきまして答弁させていただきます。</p> <p>当然、給与の制度、給与水準につきましては、均衡の原則というところで進めていくことが必要だということでは思っております。</p> <p>特に平成18年から、均衡の原則についての考え方については、給与制度、給与水準については、それぞれ国家公務員の給与制度を基本とし、また、地域の民間給与をより重視するような給与水準を求めていくことになってきているところでございます。</p> <p>そういった意味で、京都府におきましても、人事院のほうから出てきた民間の給与水準と比較をして、国の人事院勧告と同様の内容で給与を改正するという方針を出されておりますので、これにつきましては、当然私たち働く者からすれば給与が下がらないことにこしたことはありませんけれども、民間企業の給与の水準との比較等を考えると、やはりそこについては一定のルールに従って見直していくことが必要だというふうに考えているところでございます。</p> <p>当然、人事院勧告については、給与だけではなく、いろんな行政の職員の勤務のことについても触れられておりますので、争議権の代替措置としての人事院勧告の役割というのは非常に重いものというふうに考えておりますし、そこから出てきた内容について、それを踏まえた条例改正というのは必要かというふうに考えているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	ほか、ございませんか。 佐々木議員。
佐々木議員	まず最初にお聞きしたいのは、資料に載っていないので。参考資料がついていますよね。参考資料の①に該当する方が何人なのか、②に該当する方が何人なのか、それから附則2項に該当するそれぞれの方が何人なのか、まず数値をお願いしたいと思います。
高味議長	事務局長。
山本事務局長	まず、①のほうの期末手当につきましては、職員のほうですので、

山本事務局長 つづき	これは全員該当することになります。 ②の期末手当を引き下げる再任用の職員については、現行ではありませんので、再任用の職員はおりません。 なお、来年度、再任用の職員を予定しておりますので、再任用の職員が来年度は1名出てくるということでございます。 以上でございます。
佐々木議員	回答になっていないですよ。じゃ附則2項はないんやね。
高味議長	事務局長、もう一度。
山本事務局長	すみません、参考資料のほうを言われたと思いますので。すみませんでした。附則のほうでございますでしょうか。 附則のほうにつきましては、これは4月に異動が発生すればというところでございますので、4月に人事異動が発生しなければ対象者は出てまいりません。 たとえば、今回、精華町から派遣されている職員が1名おりますけれども、1名いる職員がもし精華町に戻られたといった場合において、例えばこの条例が可決された場合については12月で0.15か月の引下げ、精華町さんのほうについては6月に0.15か月を反映させるというような条例案を検討されているというふうに聞いておりますので、そうなった場合に、本年、精華町から派遣されている職員が精華町へ戻りますと二重に引かれてしまうというようなこととなりますので、附則を念のために設けているというものでございます。
佐々木議員	質問に答えるようにしてください、議長。答えていません。
高味議長	佐々木議員。
佐々木議員	いや、だから今の質問に答えるように言ってください、ちゃんと。
高味議長	いや、今答えましたやん、附則の部分については。
佐々木議員	よろしいか、そしたら。
高味議長	佐々木議員。

佐々木議員

今の局長の話では、附則の2項というのは、これ附則2というのは前回なかった条項なんです。今回だけ入っている条項ですね。これ普通に読むと、木津川市から派遣している職員は木津川市の給与条例に従う、精華町からの職員は精華町の給与に従うと読めるんですよ。その説明されていないでしょう、今。

今回全員と今おっしゃったんですよ、最初。附属資料の1に該当が全員とおっしゃったんですよ。全員ということは精華町から派遣された職員も入っちゃうんですよ。

ちょっと待ってください、回数に数えるからそんなもの、間違った答弁でそんな質問回数に含まれても困るわ、それは。

正確に答えて、そしたらひとつ。それが今の論点でしょう、今のさっきの議論の。構成市町で扱いが違うということが論点になっているわけです、今の。確認しようと思ったら違う答えするから困っているんだけど。訂正は後からしてください。

今の話聞いていると人勸の中身は人勸に従いますと。要するに率とかね。ただし時期は京都府に従いますと言っているんですよ。実施時期は。要するにダブルスタンダードなんです。1個のものなのに、1つの面はAに従いますと、もう一つの面はBに従いますという答弁されているんです、今。極めてこれ問題ですよ。

だから、人勸準拠というのは、普通だったらさっきからあるように中身も時期も準拠するというようなことですね。中身がいいかどうかは別にしても。準拠はそういう意味ですよ。ところが違う団体のことを、違う2つの要素があるのに、その2つの要素は基本的に一体のものなのに、中身と時期は一体のものなのに、一方は国、一方は府に準拠すると言っているんですよ。この理論的な整合性、きちんと分かるように説明を願いたいと思います。

それから、先ほどもありましたけれども、その全容を私知りませんが、精華町、木津川市が関連する一部事務組合関係も違う扱いがされるわけですね、今のところ。調整というのはしたんですかということなんです。これ管理者とかの話になるけれども。十分調整して臨まないで混乱発生するし、職場によっては違う扱いする職員が存在することになるんですよ。でしょう。つまりここにおいても精華町から来ている1人だけは削られない人が発生する。職員の立場からいってもやっぱり矛盾感じますよ。同じ職場で同じ条件なのに何で今回だけ違うんだという話になるわけでしょう。だからこそ十分に調整する必要があるんじゃないかという議論になっているわけだから、調整してしたんですか。ここは2市町だけだけれども、木津川市さんが関連しているところっていっぱいありますよね、一部事務組合は。もうこれは完全に調整済みだということでもいいのかどうか。

もう一個最後に。さっきと関わるけれども、こういった中身と時期を別々の尺度で適用することは今後もやるんですかということですよ。次回以降も。これ明確に管理者答えてください。よろしく願います。

高味議長	事務局長。
山本事務局長	<p>事務局長でございます。</p> <p>まず、答弁につきまして訂正をさせていただきます。</p> <p>先ほどの答弁につきましては、議案のところの参考資料の①②ということでこちらが聞き間違えましたので、ボーナスの①②の、参考資料に書いてある①②について最初答弁させていただきました。その後、参考資料のものでなく附則の1、2ということでございましたので、訂正をさせていただきます。</p> <p>改めて申し上げますと、この条例は公布の日から施行するというのが①番でございますので、①番は基本的には全員と。例外規定としての②が前項の規定にかかわらずという見方でございます。</p> <p>その上で、佐々木議員がおっしゃっていただきましたように、構成市町のほうで派遣している職員についての取扱いについては、これは考慮することが必要だろうという判断の下で附則の第2項を入れているところでございます。</p> <p>人勧について、内容と時期はセットだろうという話でございますけれども、先ほども申し上げましたように、今回の事態については異例の事態ということで認識しているところでございます。したがって、異例の事態でありますけれども、原則であります人事院勧告については令和3年度の0.15か月については12月分から引き下げるということで明確になっておりますので、そういったことを斟酌してこの提案をしたというところでございます。</p> <p>ただ、そうは言いながらも、先ほど申し上げましたように、構成市町のほうで取扱いが期末手当で変わるというところでございますので、出向している職員が不利益を講じないように附則の2項を入れているというところでございます。附則の2項に入れることについての考え方につきましては、組合の職員組合、そういったところについても話をしておりますし、理解をいただいておりますので、先ほど佐々木議員がおっしゃっていただいた12月の期末手当において、ここで働いている職員の中で期末手当の支給の額の割合について差異が生じることについて、職員組合のほうとしては特段問題視をしないということの理解をしているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	副管理者。
杉浦副管理者	<p>佐々木議員の今おっしゃった件なんですけれども、まず、ここでのクリーンセンターの件については、管理者とお話はさせていただきました。</p> <p>もう一つおっしゃっておるのは、精華町が絡んでおるのは相楽広域</p>

杉浦副管理者 つづき	事務組合と思うんですけども、これについては職員は派遣とかはしていないんです。別個の団体としてやっておりますし、理事者等々にもお話はさせていただきました。 以上です。
高味議長	先ほど佐々木議員からありましたほかの山城病院につきまして。
佐々木議員	いや、もうそれはいいです。
高味議長	つきましては、職員は派遣はされておられませんので。
佐々木議員	別に議長に求めているし。
高味議長	いやいや、一応。
佐々木議員	議長に求めているし、その説明を。私、質問したわけじゃないので。
高味議長	佐々木議員。
佐々木議員	残っています、さっきの。今後もそういうことするんですかというのを聞いていますよ。要するにダブルスタンダードの提案を今後もするんですかということは確認していますが、これは管理者の話でしょう。提出者なんだから。それは答えてください。
高味議長	まだ答弁途中ですので。
佐々木議員	ちょっと待って。そんなん管理者の話でしょう、そんなん。提出者の話やん、そんなの。
高味議長	いや、だから管理者から、今後どうするかという。
佐々木議員	何で手上げるのよ。

高味議長	いや、管理者を当てていますやん、私。
佐々木議員	うん、分かりました。
河井管理者	<p>これまで人勧準拠という形で、上げさせていただいたときも下げるときも、全てそれに準拠してきたという経過があります。</p> <p>今回、ちょっと国のほうの方針も本当に異例のことで、最初の人勧の方針が出れば速やかに閣議決定が今まではされていたわけですが、それが間に合わないということもありまして。</p> <p>11月5日には山城病院で議決をいただいたわけですが、その後、12日の日に、担当大臣の令和4年6月賞与に先送りする可能性があるといった、そういった情報が私どもにも入ってまいりました。これは京都府を通じて入ってきましたし、報道にも載っております。</p> <p>その3日後ですが、府のほうからもその方向でいきますよといった情報も入ってまいりまして、またその2日後ですが、京都府の人事委員会のほうでは、国の、最初に人勧で出た、人勧に準拠しますということで、再度また違う方向の情報が入ってまいりました。</p> <p>それと同時に、全都道府県の人事委員会は、今回、人勧の引下げの勧告に沿って引き下げられるというような、都道府県の中でも30前後の自治体がそれを検討されているという情報もいただきました。そういう中で、木津川市もこれまでどおり人勧準拠ということで正式決定させていただいたところでございます。</p> <p>その後、24日に、給与関係閣僚会議において人事院勧告の話が出てきたということでございます。</p> <p>今後も当然、人事院勧告については準拠していきたいと思っておりますし、こういった異例のことはこれまでに一度もなかったことですので、今後あるかないかは想定できませんが、基本としては人事院勧告に準拠していきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
高味議長	佐々木議員。
佐々木議員	<p>要するに、何度も聞いています、人事院勧告の準拠という準拠は内容も時期もという理解でいいのかどうかという確認しているんですよ。今、今回の提案は内容は準拠するけれども実施時期は、さっきから国の要請は別にそれは独自判断いいという、理論的にはそれはそうですよね。国のおっしゃっている独自判断はいいと。</p> <p>けども今の管理者の説明というのはほとんど独自判断じゃなしに、国がどうだった、府がどうだった、府の方向変わったというこの組合以外の動向を説明されたわけですよ。経過は分かりますよ。分かるん</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>だけれども。        じゃ、そこで2つの違う尺度を持ってきて今後もやるのかと。やっぱりこれ問題になりますよ、基本姿勢として。だからそこは今後もこういった2つの判断、違う要素を持ってきて組み合わせるとい判断を今後もするんですかということをお聞きしているんです。        だから、それともう一個追加で、だとしたら私としてはやっぱりこの議案、先ほどあったように取り下げるべきだと思うんですよ。やっぱりダブルスタンダードまずいから、今回見送るとい判断をすべきと思うんですけれども、その取り下げる気持ちがあるかどうかだけ確認します。</p>
<p>高味議長</p>	<p>管理者。</p>
<p>河井管理者</p>	<p>取り下げる気持ちはございません。        今回の人事院勧告は2021年分の12月のボーナスを引き下げるということが前提になっておりますので、今回、人勸で最初に出た準拠をさせていただいて、2021年度分のボーナスについてまずは引下げをさせていただくということを決めさせていただきました。        さっき、いろいろ情報が入ってきたという事実をお知らせしているわけで、うちとしては最初から人勸準拠で、もう山城病院議会にも提出しておりますので、それは変わる余地はありません。        ただ、そういう情報が入ってきて、一旦はそれについて検討した事実があるということでございます。        以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほか、ございませんか。          (なしの声)          なければ質疑を終わります。        討論を行います。        討論ございませんか。        討論があります。        まず、原案に反対者の発言を許します。        宮嶋議員。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。        反対討論を行います。        まず、人事院勧告が行われる、それについて政府がそのとおり行うのかどうか閣議決定が行われる、そして法律、国家公務員法や特別職</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>の給与に関する法律が出る、それを国会が決定する、こうした手続を踏まえて本来は最終的に決定されるものだと。</p> <p>だから、人事院勧告どおりに必ずしも政府がやらなかった事例もあります。だから、最終手続はそうした民主的な手続、少なくとも法律、我々の場合は条例、そういう決定が行われて、それが実行されるものであります。</p> <p>11月24日、政府は人事院勧告どおり閣議決定しましたが、引下げに相当する額は来年6月の期末手当から減額するとしました。</p> <p>今回、今年12月の期末手当から減額する条例改正、間違っております。直ちに議案は取り下げるべきであります。</p> <p>昨年来、コロナ感染が広がり、日本経済は大きく落ち込み、多くの民間企業のボーナスが減額になりました。それを基準にして人事院が期末手当の減額を勧告したのですが、これを実施すれば民間企業にも悪影響を与えることは間違いありません。</p> <p>本来、人事院勧告は、憲法で保障された働く者の争議権が奪われた公務労働者の労働条件、とりわけ給与を保障するための制度であります。引き下げる場合は合理的な理由と職員の納得や合意が必要であります。それらはなく、特にコロナ禍で2年連続で、合わせると0.2か月分の期末手当の減額になり、職員の生活を脅かすものであります。</p> <p>本条例案は認めるわけにはいきませんので反対をいたします。以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(なしの声)</p> <p>なければ討論を終わります。 お諮りいたします。 本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。</p> <p>(賛成者起立)</p> <p>起立少数であります。 したがって、議案第7号「木津川市精華町環境施設組合職員の給与に関する条例の一部改正について」は、否決することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。大変ご苦労さまでした。 これをもちまして、令和3年第2回木津川市精華町環境施設組合定例会を閉会いたします。</p>

高味議長 つづき	(12:05)
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p>議長 _____</p> <p>署名議員 _____</p> <p>署名議員 _____</p>